

要 望 書

全国市議会議長会は、平成24年度産業経済施策について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成23年11月25日

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 関 谷 博
(下関市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委 員 長 波多野 努
(蒲郡市議会議長)

目 次

1. 農業振興対策	1
2. 林業振興対策	4
3. 水産業振興対策	6
4. 農林水産業共通対策	8
5. 食の安全及び消費者の信頼確保対策	11
6. 中小企業振興対策等	13
7. 資源・エネルギー対策	15

※別添に「東日本大震災からの復旧・復興に関する要望」

1. 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあり、食料自給率は先進国中最低の水準に置かれている。

このような状況の下、農業の持続的な発展と農業地域の振興を図り、食料供給機能を向上させることが急務である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 農業者戸別所得補償制度について

農業者戸別所得補償制度については、農業者の経営安定を図るとともに、農業再生の基盤である集落営農の中心となる人材を育成し、持続的な「担い手づくり」に資する制度とすること。また、農業者が安心して制度に参加することができるよう、必要財源を確保すること。

なお、米作に関しては、近年価格が低落傾向にあることから、米の所得補償交付金や米価変動補てん交付金等への十分な予算を確保するとともに、米価向上のための新規需要米及び加工用米の販路・需要拡大を図ること。

2. 農業の持続的な発展に関する施策について

- (1) 国産農産物が安全・安心であることのPRや、地域社会の活性化、水源のかん養、国土の保全など農業が持つ多面的機能と重要性を広く国民に周知する活動を強化すること。
- (2) 新規学卒者やUターン就農者、新規参入者等の多様な就農者の育成・確保のため、研修制度や経営資金貸付制度などを充実させるとともに、農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。
- (3) 農業等の経営安定と集落振興に有効な中山間地域等直接支払制度を一層充実させ、農山村の振興・活性化を図ること。
- (4) 全国的に増加している耕作放棄地の再生・利用のため、耕作放棄地再生利用対策等の拡充強化を図ること。
- (5) 小規模農家の所得向上に資する支援策の充実強化を図ること。

3. 食料自給率向上及び国産農産物の消費拡大について

- (1) 水田を活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大支援策など、食料自給率向上施策に関し、十分な

財源を確保すること。

(2) 外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。

(3) 学校、病院や高齢者施設などの公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。

(4) 国産農産物の利用拡大を図るため、国産農産物使用者に対する奨励・報償などの支援を講じること。

4. 畜産振興策の強化について

(1) 畜産農家の保護・育成及び所得向上のため、畜産・酪農経営安定対策などの充実強化を図ること。

(2) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた農家等に対する経営支援策などを充実すること。

(3) 配合飼料価格の高騰対策として、配合飼料価格安定制度の充実強化など必要な対策を講じること。

また、国内飼料の増産に資する自給飼料増産確保対策を拡充すること。

2. 林業振興対策

森林は国土の保全、水資源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

しかしながら、我が国林業は木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少や高齢化の進行により、維持・管理が困難な森林が増加している。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 林業発展のための施策について

- (1) 森林の多面的機能の持続的発揮と森林資源の有効活用を図るため、森林・林業基本計画に基づき、森林整備の確実な推進を図ること。特に、間伐材を含む地域材の需要拡大対策、住宅や公共建築物等への木材利用推進及び木質バイオマス利用の拡大対策を講じるとともに、国産材の安定供給体制を構築すること。

- (2) 新たな林業技術労働者（「フォレスター」「森林施業プランナー」「現場技術者・技能者」）の育成・確保、林業事業体等の育成整備など担い手対策を拡充すること。
- (3) 急峻地や山奥部のため、施行放棄されている民有林地域に対する森林整備制度を充実すること。

2. 地球温暖化防止対策等について

京都議定書に示された温室効果ガス削減目標の達成手段については、国土の7割を占める森林を二酸化炭素吸収源として第一に位置付けること。

また、二酸化炭素吸収源の算定基準である「整備された森林」を拡大するため、地方自治体に対する支援策の充実強化を図ること。

3. 水源林の保全について

水源林地域の土地取得及び開発行為の実態を正確に把握するとともに、森林の適切な管理及び水資源の保全を図ること。

3. 水産業振興対策

我が国は広大な排他的経済水域を有し、水産資源の多様さは世界でも有数である。しかしながら、資源環境は世界的な水産物需要の増加により悪化し、漁業収益は安価な輸入水産物の過剰な流入や燃油価格の高騰により低迷している。

我が国の重要な資源である水産物を安定的かつ持続的に確保するためには、「水産日本の再興」を掲げた水産業の健全な発展を図ることが必要である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 水産業の持続的発展に資する施策について

- (1) 我が国の水産食料の安定的な確保に必要な漁船漁業の発展のため、漁業収入安定対策事業や漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。
- (2) 水産物の自給率向上及び水産資源の持続的な有効利用を推進する水産資源回復計画や、沖合資源の増大を

図るフロンティア漁場整備事業など、水産環境整備施策を積極的に推進すること。

また、つくり育てる漁業の継続的かつ積極的な事業展開のため、栽培漁業技術の開発・指導及び関連施設の一層の整備を図ること。

(3) 燃油価格高騰対策を一層強化するとともに、省エネルギー型漁業への転換や新エネルギー利用に向けた技術開発を促進すること。

(4) 漁船漁業者の経営基盤強化に資する漁業構造改革総合対策事業の延長及び拡充を図ること。

(5) 水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の確保・育成対策を推進すること。

2. 外国漁船への取締・指導について

我が国領海及び排他的経済水域内における外国漁船に対する取締・監視・指導体制を強化するなど、操業秩序を確立すること。

4. 農林水産業共通対策

農林水産業の振興は地方活性化の要であり、農林水産物の自給は国家における重要責務であることから、その持続的な発展を図るうえで、特に課題となる下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. TPP等貿易交渉について

- (1) 例外なき関税撤廃を目指す環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に参加した場合、自動車、電気・電子、機械など輸出関連産業においては一定の経済効果が想定される。しかしながら、農林水産業においては生産量・生産額の減少が見込まれ、関連産業への甚大な影響や食料自給率の大幅な低下などが危惧されている。都市自治体の多くにおいても農山漁村地域を内在していることから、その地域経済に重大な影響を及ぼすことのないよう、我が国農林水産業の厳しい現状を十分考慮し、慎重に対応すること。

- (2) 世界貿易機関（WTO）をはじめ、経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）等諸外国との貿易交渉においても、農林水産業の安定・発展に資するよう努めること。

2. 野生生物による農林水産物被害の防止について

- (1) 有害鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害緊急総合対策の一層の拡充を図ること。

特に、広域的に関係機関・市町村が連携し、被害を防止するシステムを構築するとともに、専門的知識を持った人材の育成強化を図ること。

- (2) 大量発生した場合、水産業に甚大な被害を及ぼす大型クラゲについて、発生・来襲の原因解明や抑制・駆除・処理に関する技術を早期に確立すること。

3. 農山村（過疎）地域の振興について

過疎・高齢化が進行し、コミュニティの維持など地域活動が困難な状況に直面している農山村（いわゆる「水源の里」等）については、支援窓口等の一本化を図り集落の振興に重点を置く交付税制度等の支援を充実すること。

また、同地域の基幹産業となっている農林畜産業に対する支援や地域資源の活用事業等を積極的に推進すること。

4. 農林漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化について

農林漁業経営の安定に資するため、平成23年度で期限切れとなる農林漁業用軽油引取税にかかる課税免除措置を恒久化すること。

5. 農林水産物の価格の適正化について

農林水産物の適正な市場価格の形成や生産コストを削減する総合的な対策を強化するとともに、生産コストが販売価格に適正に反映されるよう流通・販売に対する監視機能を強化すること。

5. 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、食品の偽装や不正表示問題など食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、消費者の信頼回復を図るため不正を見逃さない監視体制の強化など、より一層の取組が求められる。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 放射性物質検査体制の整備について

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染を踏まえ、農林水産物等の生産・出荷における厳重な放射性物質検査を行うこと。

また、地方自治体が農林水産物等の放射性物質測定などを実施する際の、検査機器の貸与や検査方法の研修等の充実強化を図ること。

2. 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、生産履歴管理（トレーサビリティシステム）、農業生産工程管理（GAP）、危害分析・重要管理点（HACCP）などの普及促進により、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

3. 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の強化・充実を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

4. 消費者行政の確立について

消費者庁においては、消費者行政に関して強力な監視・指導体制を発揮するとともに、地域住民が利用しやすい相談窓口の設置など、きめ細かい配慮を行うこと。

また、その活動のために十分な人員の配備などの措置を行うこと。

6. 中小企業振興対策等

中小企業の景況は、東日本大震災の影響による落ち込みから回復しつつあるものの、急速な円高の進行等により厳しい経営状況が続いている。

地域に密着した中小企業の業況の改善は、地元経済・雇用のために非常に重要であり、地域の復興・自立に不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 中小企業への支援について

(1) 金融セーフティネットの拡充強化を図るとともに、中小企業の資金繰りに支障を来たさないよう対策を講じること。

特に、深刻な円高の影響を被っている輸出関連中小企業に対する効果的な施策を早急に講じること。

(2) 中小企業の税率に対する軽減措置を平成24年度以降も継続すること。

2. 地域資源の活用促進について

- (1) 農林水産業と中小企業が地域資源を活用して新たな地場産物を創造する中小企業地域資源活用プログラム、農商工連携及び農林水産業の6次産業化等は、地域おこしの観点からも非常に有効な施策であることから、その一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標登録制度（地域ブランド）の活用促進を図ること。

3. 商店街の振興について

活力ある地域コミュニティを担う商店街振興のため、中小商業活力向上事業や商店街振興組合の活動支援事業などの拡充強化を図ること。

7. 資源・エネルギー対策

我が国のエネルギー政策は、化石燃料に依存する火力発電から原子力発電への転換を目指してきた。しかしながら、東日本大震災に伴って発生した深刻な原子力災害を踏まえつつ、国民の安全・安心や環境の保全、我が国経済の持続的発展を前提とした将来にわたる総合エネルギー政策の在り方についての検討が重要である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 原子力発電所の安全・防災対策について

- (1) 原発所在地域における地震、津波等について、十分な調査・研究を行った上で、安全指針の見直しを早期に実施し、全国民に対し安全・防災対策について明解な説明を行うこと。
- (2) 原発周辺住民の避難対策のため、E P Z（「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」）の拡大など、防災指針の抜本的な見直しを行い、広域的な避難道路、避難施設や防災資機材等を早急に整備すること。

また、原子力災害対策特別措置法の再検討に加え、国の防災計画についても、原子力事故に即応できる指針を早急に盛り込み、地域防災計画に反映可能なものとする。

- (3) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者並びに研究者の養成確保に努めること。また、放射性廃棄物の環境負荷低減の研究開発を着実に進めること。

2. 原子力安全管理体制の強化について

原子力安全委員会及び原子力安全・保安院の在り方を含めた検討を行い、より実効的かつ国民から信頼される安全管理体制を構築すること。

3. 新エネルギー対策について

- (1) 太陽光や風力、地熱発電等の新エネルギーの地産地消の推進に向けて、必要な支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を講じること。
- (2) 公共施設等における新エネルギー発電施設の設置を促進する地域新エネルギー等導入促進事業の充実を図ること。

- (3) 間伐材や建築廃材のほか、東日本大震災により発生した木質系震災廃棄物を使用したバイオマス発電を推進すること。

4. 電力供給の確保について

- (1) 積極的な節電に取り組む事業所に対し、税制上の優遇措置等の支援を行うこと。

また、事業所等の自家発電設備導入にあたって十分な支援を行うこと。

- (2) 長期的視野に立ったエネルギー施策として、全国的な電気周波数の統一を図ること。

5. 省エネルギーへの取組について

資金などの問題で十分な省エネルギー対策が困難な中小企業に対する省エネルギー機器購入時の補助拡大等、きめ細かな対策を充実強化すること。

6. レアメタル（希少金属）等の確保対策について

半導体や発光ダイオードなどの生産に必要な不可欠な、レアメタル(希少金属)等の安定供給を確保するため、資源開発調査などの鉱物資源の開発、リサイクル及び代替材料の開発を促進すること。